

共卅本

成形圖說

農事部

十



特別
= /
144
10



門=加 /
號 144
卷 10

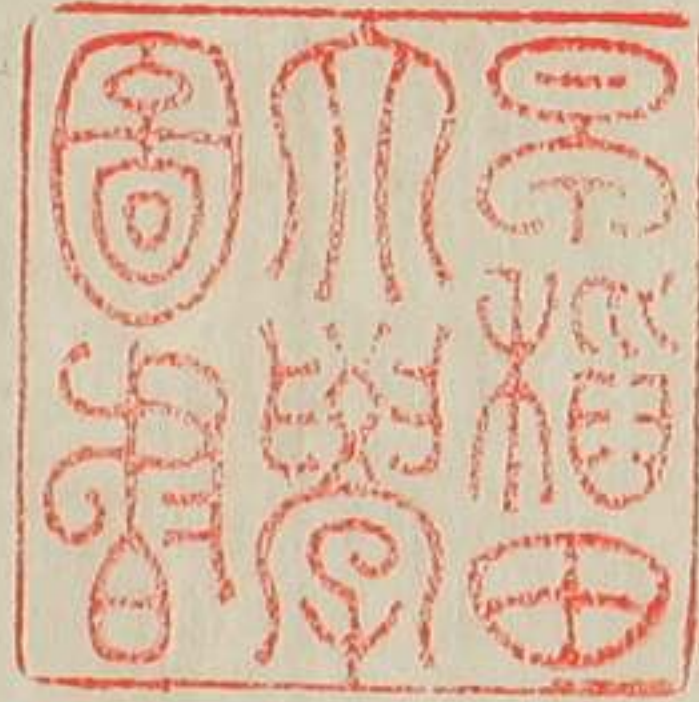
成形圖說卷之十

目錄

儲蓄 ツクハヒ

御廩 ミヤケ

假貸 イラシイ子



成形圖說卷之十

成形圖說卷之十

農事部 儲蓄類

多久波比

書紀○神功卷聚斂土物とも仁德紀

曾奈返

天武紀諸王及百寮預兵及

加久不和名鈔栴

めり今言

又曰降大恩

多米留

和訓葉子蓄積と云ふも後撰集

て在のうは対乃洞よそえは徳然州子より多めると

儲蓄

周禮○管子國有十年之蓄而不積貯前漢食貨志

之大命也苟粟多而

畜積周本紀后稷時行者有資居者

積貯前漢食貨志

財有餘何為而不

積貯周本紀后稷時行者有資居者

積貯前漢食貨志

食貨志荒有九年之水

湯有七年之旱而國亡損瘠者以畜

積貯前漢食貨志

以備

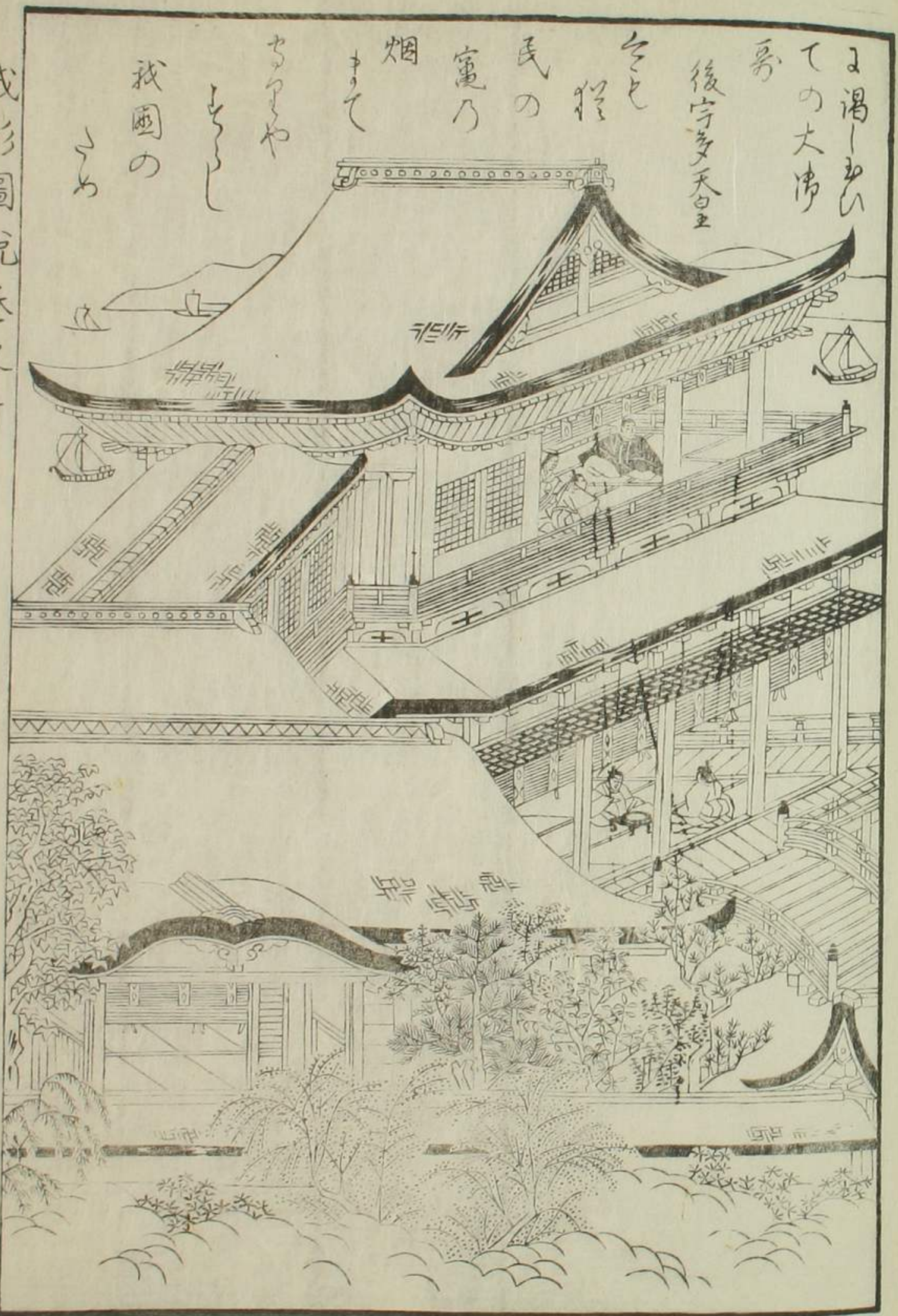
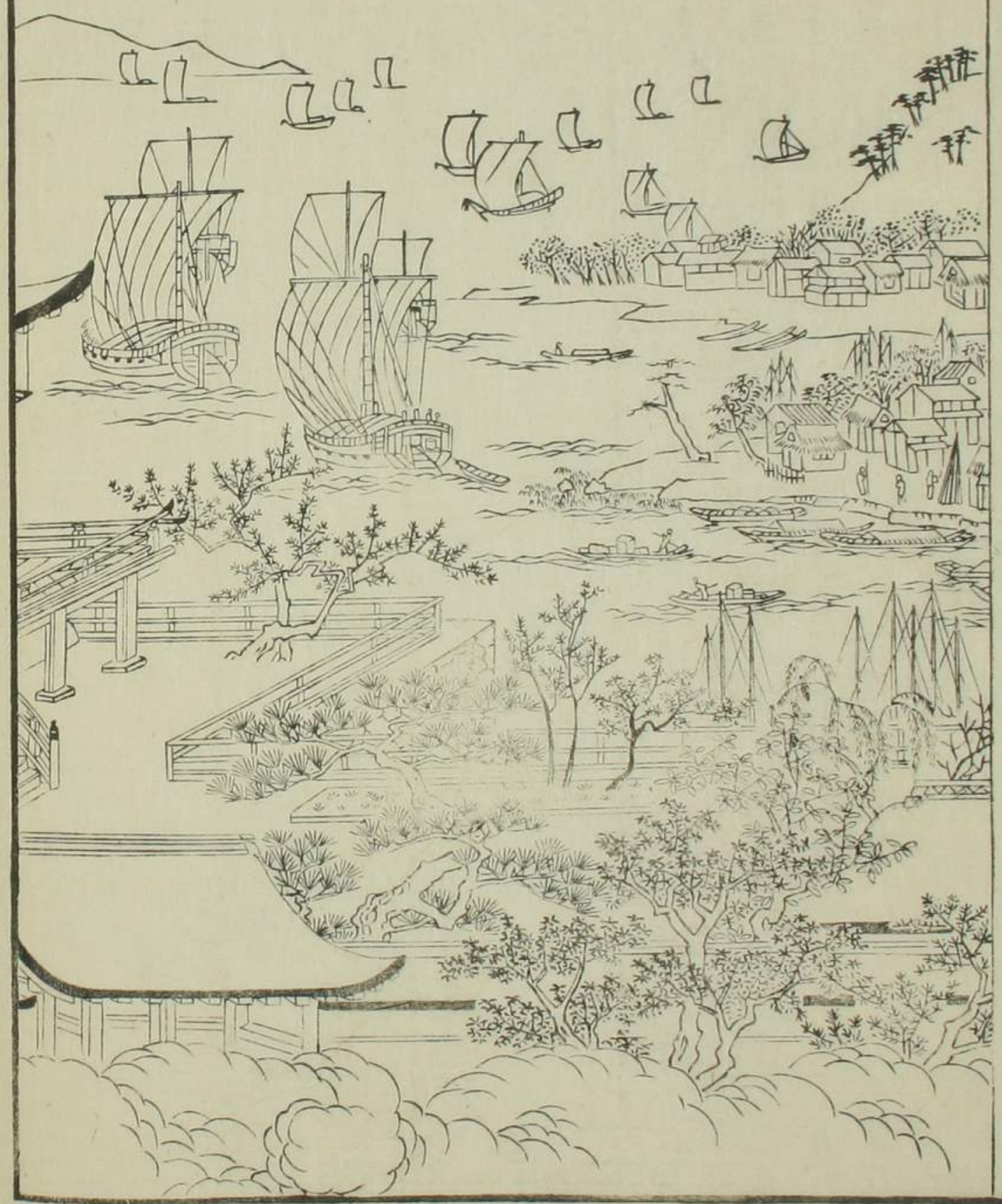
積儲淮南子十八年而有九年之儲

委積韓詩外傳

成形圖說卷之十

二

仁德天皇
 削心約志
 從事乎無
 為焉宮垣
 崩而不造
 茅茨壞以
 不葺是後
 風雨順時
 五穀豐穰
 三稔之間
 黔首富饒
 里無解寡
 家有餘儲
 頌德既滿
 炊煙亦繁
 新子載集
 仁德帝廟



成
 形
 圖
 說
 卷
 之
 十

ハ主恩と踏ん為よりの農工商ハ又母より更し資産と
墜し破られしとせざるあはれ士君子の道と云ふ
色この及理を明せしり為ありきと云ふは各藩鄙者
へ偏るものハ金銀と儲計も貯へ巨萬と要領てと贅
と云ふもいづれの位ハまづ皆合せてよかざし何れ
らいさよ何れハあま不精といふ一ごころ義理の
屬々といふ免減は不義といふに後ハ不義といふ義といふ
こと終身金浪利取の為よいと誇し人生百年を期する
又空しく千歳の壽と抱き必ハ徒ら草木と同しく枯落し
て後己その多し小人めとこの吾輩と儉約との境と踏

ちりりて炭と稗米と穀とて積粟朽貫るちとあれども
人の急難と郵まに私の安便のくは貧るなり都良香り
記ハ凡情の愚ある只世路もつあがれて惑の上ハ醉
とあり酔の裏に憂とあり憂乃中ハ死とありと云ふし
るむり一ね水浮ぶる兵船用金と多門乃城は貯へ金
て何時いづれも空ありてと云ふいふとありいふる
と御氏共とうとまわつてつ時ハ滅亡を招りりりごとく
鹿臺の財鉅橋乃棠と壑時のおぬまは焦王の炭焚とな
しゆりまはゆらとや齊明紀ハ大起倉庫積聚民財長穿
渠水損費公糧ハ政の失あり史記ハ孫弘常祿以為人主

病不廣大人臣病不儉節と見えし嘗豊大同の時金浪と
大分是は納金は純士と申す押込金と云ふことにて
度まで金拂せしれ金浪残るは臣に配分あり天下ハ
天下此天下より一人の天下は非ざるの古語よよ
とや志すのよき諸君のたよりハ一毛を抜ても上よ
收て下するその迷惑を被るよと何り至親珠玉を
下下浪あるそのあると何れどの并効を謀めんと水
汲わぐはやうある輸送の難い國の是とおもふ
天より生くる五穀と始としてあつた法物と神農を
く耕種しは收と爲しは付る元々のわけ收治の時節と違

つぎのやうな暇体の體が成りて下知法を嚴くわ
るるは伊達家の有司領分の定まりど
かへ用金と課や一城中將吉村朝光等によりの
下と成りてはよりよとめをいふことやある
とそ一骨の筋とよみて示されりうを繼し國のやの
甲斐やあつてのめをいふは民よめくはるべきは
めづる事よあんやうと孔子所著して取らぬ柳氏
を直と云ふ事よ急ぐ事よの急をいふは石の
主なれば万石よの法をいふは我身の奉持と千鐘の
祿はハ千鐘の能と云ふ事よ乃備と云ふ事よ各長に

其奉養公顧て其職分より過りて天下何もの人か其
所を以て若わんやとて宋范希文嘗自言吾每
夜就寝為計一日飲食奉養之費及晝所為之事若相稱之
則軒睡熟寐無復愧耻苟或不然終夜不能安枕とるんん
る所貧しければ時無きものさじん事出寂まし人よと
居るかひましと矢張りあつるもの色やぬ胡魚
夕菜の管法へ烟くちうくくむの火むくよのここが
れつ親子弟妻と冬の日の難乃服もてあはれ暖あ
ど夏の夜の蚊き火のいづりにあつるものさじん者い
つわど修約せはくおんも有ものこと修約と志ん

富けし僅に五十とせの受れうまむと只衣々の食々の
み傳ぐまて奪と悲の憤と會て何さ悔しの命とつとあ
さるかすはものふハ何の儲蓄とら夢はらなき古語
禮義生於富足盜竊起於貧困とも又衣食足而知榮辱倉
粟實而知禮節と管夷吾のいしさらおとやいふ
此田義倉乃儲はかすは倉まものため負は調し急
救ふの用意あして式は調急田とも中めり志る小
の中をなす困窮されハ千家人のほは編賑い給ハ
しぬるやうあは上よりともより節うぬおとも急
下より治獄の態とあり又ハあるまきふとして世と

前代智の内男女十二万疋口の疫候あり又最前國内
凡二十六万七千八百餘口の中男女疫候の死人の万六
千七百二十口と記されたり也其上より同十八年冬五
の夏六月頃より秋の半まで日本國中一統に疫候流
行て大坂三河の市中よりして一風と煽り若ん之中三
万七千四百十五人と點檢せしり也其時分の米價一
俵百十圓あり得備ありしといふは是等降喪饑饉と賦
るがごとく未嘗有る大荒ありてかゝる人々の
疫候は打きて疾毒を惡風青氣のめくといふ來てハ米穀
とおのつら不熟しとそれ故浮草道僅相を海濱より

顛轉しありきはなれども之をいふハ誠よむと天啓
傷¹志²ひ³ら⁴あ⁵を⁶な⁷む⁸ど⁹や¹⁰ま¹¹ま¹²バ¹³い¹⁴あ¹⁵一¹⁶天子¹⁷志¹⁸度¹⁹よ²⁰む
い²¹は²²備²³荒²⁴待²⁵出²⁶の²⁷候²⁸時²⁹あ³⁰ら³¹と³²宣³³ふ³⁴者³⁵今³⁶不³⁷易³⁸の³⁹政⁴⁰を
て⁴¹さ⁴²て⁴³又⁴⁴第⁴⁵一⁴⁶あ⁴⁷は⁴⁸軍⁴⁹實⁵⁰ハ⁵¹あ⁵²わ⁵³て⁵⁴ハ⁵⁵緊⁵⁶要⁵⁷の⁵⁸事⁵⁹よ⁶⁰し
む⁶¹い⁶²者⁶³の⁶⁴神⁶⁵武⁶⁶紀⁶⁷ハ⁶⁸備⁶⁹舟⁷⁰楫⁷¹蓄⁷²兵⁷³糧⁷⁴と⁷⁵も⁷⁶え⁷⁷し⁷⁸ハ⁷⁹兵⁸⁰食⁸¹と
是⁸²し⁸³治⁸⁴ふ⁸⁵あ⁸⁶ら⁸⁷の⁸⁸制⁸⁹此⁹⁰の⁹¹始⁹²も⁹³存⁹⁴る⁹⁵る⁹⁶也⁹⁷宣⁹⁸化⁹⁹紀¹⁰⁰曰¹⁰¹修¹⁰²造¹⁰³
官¹⁰⁴家¹⁰⁵郡¹⁰⁶津¹⁰⁷之¹⁰⁸口¹⁰⁹聚¹¹⁰移¹¹¹散¹¹²在¹¹³之¹¹⁴屯¹¹⁵倉¹¹⁶須¹¹⁷要¹¹⁸以¹¹⁹備¹²⁰非¹²¹常¹²²永¹²³為¹²⁴民¹²⁵命¹²⁶
天¹²⁷智¹²⁸紀¹²⁹修¹³⁰高¹³¹安¹³²城¹³³積¹³⁴穀¹³⁵與¹³⁶塩¹³⁷元¹³⁸正¹³⁹紀¹⁴⁰曰¹⁴¹用¹⁴²兵¹⁴³之¹⁴⁴要¹⁴⁵衣¹⁴⁶食¹⁴⁷為¹⁴⁸本¹⁴⁹
鎮¹⁵⁰無¹⁵¹儲¹⁵²糧¹⁵³何¹⁵⁴堪¹⁵⁵固¹⁵⁶守¹⁵⁷募¹⁵⁸民¹⁵⁹出¹⁶⁰穀¹⁶¹運¹⁶²輸¹⁶³鎮¹⁶⁴可¹⁶⁵程¹⁶⁶道¹⁶⁷遠¹⁶⁸近¹⁶⁹為¹⁷⁰差¹⁷¹委¹⁷²
輸¹⁷³以¹⁷⁴遠¹⁷⁵二¹⁷⁶千¹⁷⁷斛¹⁷⁸次¹⁷⁹三¹⁸⁰千¹⁸¹斛¹⁸²近¹⁸³四¹⁸⁴千¹⁸⁵斛¹⁸⁶授¹⁸⁷外¹⁸⁸從¹⁸⁹五¹⁹⁰位¹⁹¹下¹⁹²其¹⁹³六¹⁹⁴位

以下至八位已上隨程遠近運穀多少亦各有差云々兵法
云興師十萬日費千金と平壤録に豐大周八朝鮮征せ
られし時明軍救朝鮮之後四年間凡用餉銀八百餘萬兩
火藥器械馬足不與と云ふや四十年の間ありて其
支用かくのおとし而天下の貴と償ふは是は陸軍に他
國へおれむやと云ふべし建武のむろ陸奥國司
源頭家府兵十餘萬と率い遠く京まゝ攻より治り
城を築き二萬の兵糧輜重をいれしと云ふに
中付く民部式曰凡太宰府蕃客儲米三千八百四十石若
經年致損便充公用廻舊改新且事其修理府中館舍料稻

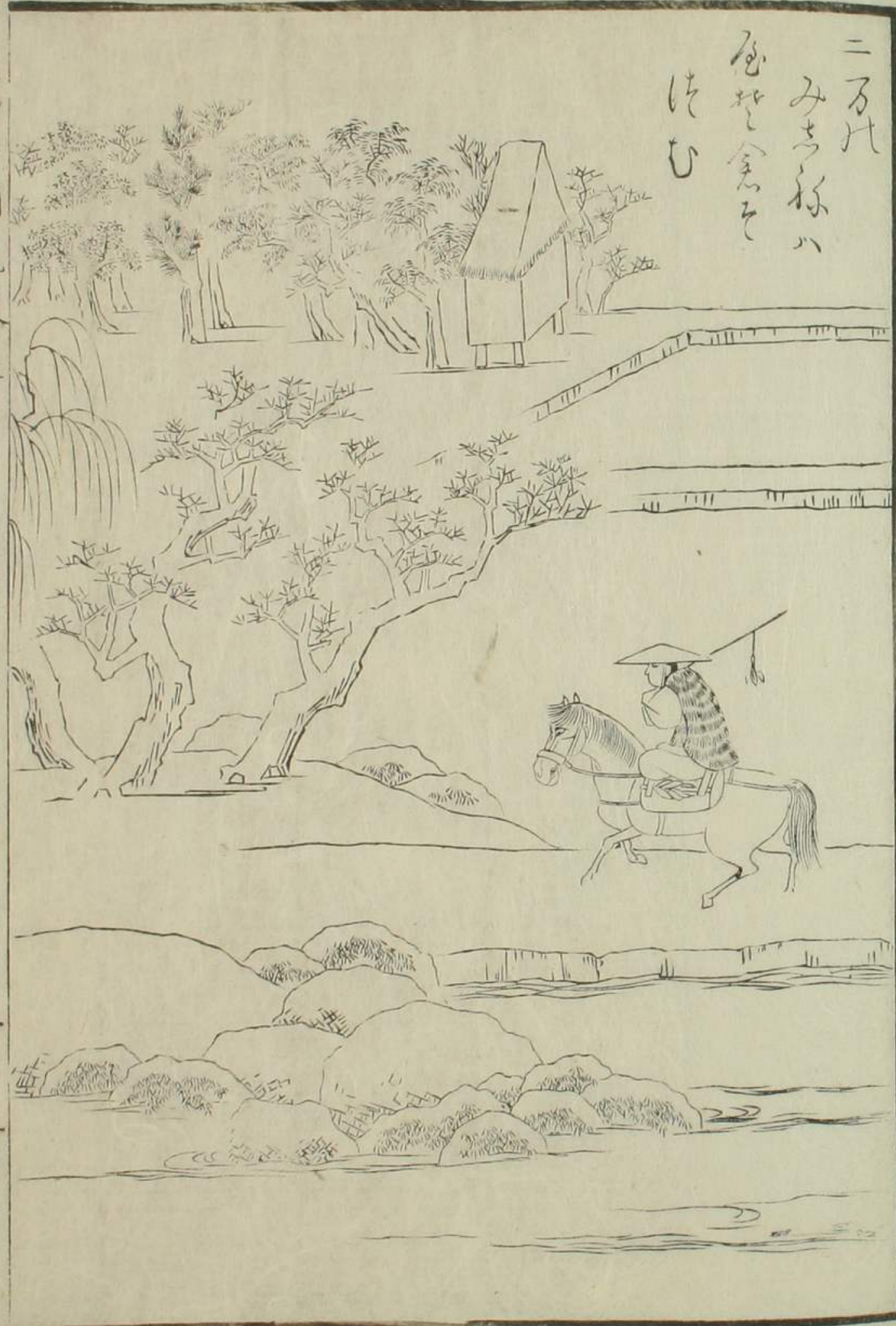
四万束毎年出舉六國取其息利充用若利滿一万束者停
舉西藩のこもき諸蕃邊要る地を以て小缺蓄と云ら
れり孝謙紀に日向大隅薩摩等檢定船一百二十一隻
兵士一萬二千五百人子弟六十二人水手四千九百二十
人皆免三年田租悉赴弓馬兼調習五行之陳其所遣兵士
者便造兵器是異賊防禦の爲めて三年の田租免さ
れしと災を備へ兵は是の爲事と云ふ或曰太平
の武は是と云ふは軍陣の中は恒に講と云ふの
よわむははるる事の或は出まを不測の災難とい
ふ武は不測の災難おぬを免るの道あり免んとし

云々...ハ天竺西土の陰屈なる薬ニ種々して壯年の陽
氣を耗し其事のお一等向上の道阿るや...
て世と俗習との...
の灸ありと...
との...
る人...
ハ風...
清威の火乃病といふ...
かくハ名...
法何り...
質...
ハ...
邦...
邦ハ陽多り陽ハ形...

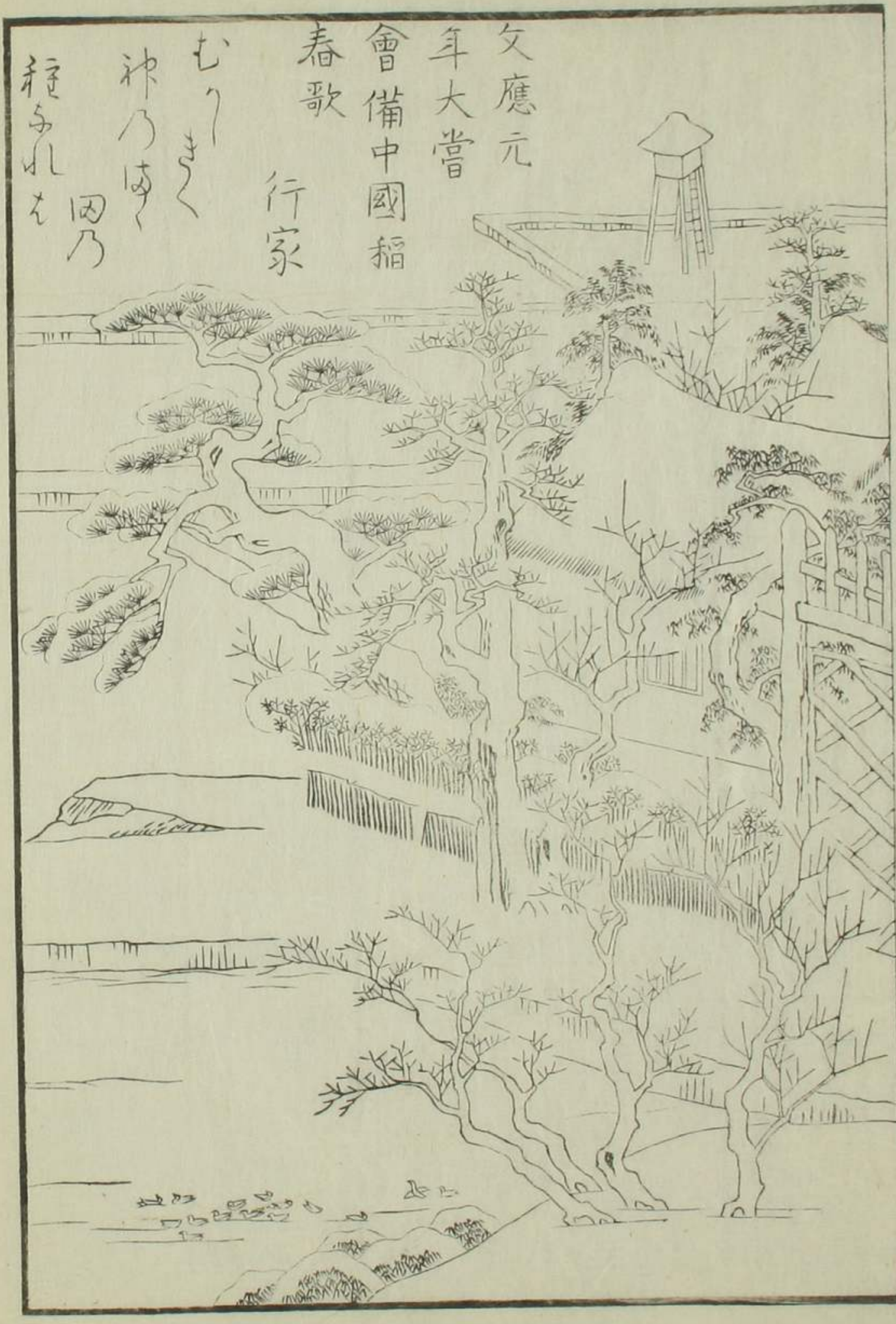
本乃...
術而...
道也...
僅防...
我唯...
用厚...
焉丹...
方亦...
病之...
の俗...
健...
と...
の...
負...
名...
悉...
士...
式形圖說卷之十

ちりあどく己と挿し中さんハカもあきむと國賊の徳あ
るべし逆六石楠石論あどくしてふ成劫大石良碇事
詠とといろいゆるその世ハおしや凡治朝あして
乱世乃事と評論せんハ何をもいふをほごしそんを
してそ切一居つてそまを執らん時ハ一日と孤墻子嬰
て日存國中と川交ての軍の切とあまふとき夫た今
忠義乃士志より少くはといどもと危難に遭て必る
と破ぞ戰場へ降て潔く討死せし人いと流世に感字せ
るハ何ぞ西土あてと國母の御廟ハそ下と編く孔明
ハさもあまふと討死すそ容易あともいふがまして忠

義節操日月と並い懸り千載の下まぐごくそ人と仰
慕するハ何ぞや淺見氏遺言諷教よ 後醍醐帝既ハ隱
岐國一北狩しまひしうば官軍寒く逃亡して海と情
何と期つてもあまふにふ成ひりあまふとやが流城し
て利害の爲よそ志を屈せられさるるこそ詭をよみ中
宮れしうの周武草創の時天下一統用へ返還せるは伯
夷叔姪の之首陽山と係れや一匹夫とあれども百世の
下そ人とあまふい見よ凜字として身のもよごらて嘗え
らるハ天性人の氣立よ感ある況ぞ日本詩撰梁田邦美
り詩よ黄鉞風生、鏃馬飛獨憐、義士媿戎衣、華山他日春烟



二万片
 みきねハ
 屋敷金を
 けむ



文應元
 年大嘗
 會備中國稻
 春歌
 行家
 むろき
 神乃侍
 田乃
 種多れを

とらとてぬと故に釋より屯倉者天子之米廩也と
傳やり 安閑 宣化の時ハ儲蓄大に傳より 孝徳
の朝に到て一百八十一所の屯倉と傳られ 文武慶雲
三年に始て義倉と置とるあふ本紀曰准令一位以下及
百姓雜色人等皆取戸粟以為義倉義倉之物給養窮民預
為儲備其情合義故曰義倉 養老三年九月六道遭旱開
義倉賑恤之延喜式凡京職正稅義倉穀者省與主計主稅
共知出納正稅主稅
義倉主計 其後 淡路帝常平倉と設とるあふ
あつあり 孝徳重祚職遺と傳とるは是 光仁帝の寶
龜十一年にあり官員と并省て費用と賑之の政と復興

せしめあふと畧曰古者人稠田少而有儲蓄由於節用也
今者地闢戸穢而患不足由糜費也當今之時省官息役上
下同心唯農是務と云は是貴財ハ仕官とれハ俸祿と賜
ハ為賦と解免とれハ管田作とあや一がゆゑ了官負埜
ハ他人少く田園荒るとして官と省き農のこ是と務ん
うとて貴同やとありと云はれどと後世にありてハ料
とる一と云ふ財用と務る者のこ國家の利益と云ふとに
其他の冗官閑職ハ徒ら上の粟米と食いつふと公儲
乃た喜ふれとて後世の同と兼務とつりよと云はれ
法も云人の材持とらあげきとげ武士の類とつりくよ

りたりと字をき 魏書に祿賜穀帛人主之所以惠養吏民而
為之司命若令有廢是奪其命といふり中葉亂國とあり
且凶荒おきりりよよ入るる厚き租税と云ふはたらん
ざはちとよもも多用とらざして三年の蓄はいつく
とある當年分の食え事欠もるは義倉常平の
儲におくる手帳をし年竟して金の入るは取のとも
うもて何の法も波立は秋津州に穀を多しむ理され
ハ我 邦金浪衣食の世小れとて給とんおとけは唯
中城為ぬぬし荀王制に王者富民霸者富士僅存之國富
大夫とこそ入るる道或三條の喜城何は津みらゆると

と問ひしよもハ同といふものあり凡和といふハ糖漿
の油子あり同ハいとちの巧みと覇者の控道あり和
とは徳地乃おとそそ自然ありといふ自然の事あり
でハ徳化といふもや也山波垂加曰 文武帝之置義
倉也 淡路帝之敷常平也當時得入焉爾乎益茂聞於後
世々按に隋書に長孫平義倉法ハ令民間每秋皆出粟麥
一石以下貧富為差等儲之間里以備凶年又前漢書に常
平倉ハ宣帝時年豊人利少大司農中丞耿壽昌上計令郡
國皆築倉以穀賤時增其價而糴以利農穀貴時減其價而
糶以利民といふは漢の時ハ租税甚輕く米粒常に餘

わりしむとにおのつゝ此等の儲蓄と約するは皆禮
 月令の神倉漢藉田倉の善政にして三代聖人の遺法と
 して司馬溫公もいつり又社倉ハ唐代に始り冊府元
 龜云唐高祖武德元年令州縣始置社倉按小網鑑易知錄
道四年民艱食朱熹請於府得常平倉米六百石賑貸此方
の百内十二石許あり夏受粟於倉冬則加息計米以償即
後隨手斂散歛其息之半大饑則盡蠲之凡十有四年以
元數六百石還府見儲米二千一百石以為社倉不復收息
每石止收耗米三升其法以十家為一甲推一人為首五十
家則推一人通曉者為社首其逃軍及無行之士與有稅糧
衣食不缺者並不得入甲其應入甲者又問其願與不願願
者開具一家大小口若干大口一石小口五斗五歲以下者
不預蓋籍以貸之其以
淫惡不實還者有罰
 又宋范希文義田の法ハ以常稔之
 田千畝養濟羣族之人按宋の百畝より米百五十石と
收の積りて視進ハ千畝にしてハ

千五百 擇族之長而賢者主其計而時其出納焉日食人一
升此方の三合 歲衣人一緇嫁女者五十千再嫁者三十千
二勺は常 娶婦者三十千再娶者十五千葬者如再嫁之數葬幼者十
 千族之娶者九十口歲入給稻八百斛以其所入給其所聚
 仕而家居俟代者與焉仕而居官者罷其給云々凡希文の
 義田と陳高德の義莊のぶとま士道の高義ふして仁愛
 の美事あり嘗寛文中會津彦土津靈社社倉法を行はる
 る時の家訓として社倉為民置之為永利者也歲饑則可
 發出濟之不可他用之とゆるとりや按て汲川氏曰常平
 社倉ハ民飢と賑給ゆるの法最善といつども舊是

西地の遺風更々人々何れに或は依怙偏執の如
 出来て久しく行ふ事なく但屯倉法の古き事設
 漏子似たりとて却て整雜の弊なし行法固此
 儲のいさきものわり凡いふく之蓄積ハ福積と
 小納あり々ハ穀をて扱米とせり若積米にてハ年
 より之斗の米と蓄つて翌年ハ既之升を減少す
 事とのより是一年の中より一石は既一斗
 の損耗あり況や穀斛の米をれハ穀斛乃費計亦
 ば故に積蓄せよ蓄おけハ何年経ると輕は米と
 小磨り米小做ハ新穀小交ふ事と
俗是と今磨とも御
前米とも少なるハ

穀より蓄
一より ○或曰米廩ハ湿地よりし乾地ハ米穀更シより
 里土を穿て水と打根下りて積重下俵の腐敗と
 の潤あはけ米よく保あり又曰燕よて米の更ハ故米と
 新米と清込よるあり故米更乃氣残て新米よ俵
 必要すあれハ故米を拂出し跡を掃除して風を火を
 焚て湿気とをい然新米と清替ハ風の吹ぬくよしと
 ともするハ濕とを唐書云常平倉粟蔵九年米蔵五年
 下濕之地粟蔵五年米蔵三年と云るれを粟米と下濕
 の地と貯ふるはハ風土よるる一按古事記速總
 別王のみくくハ梯くく乃倉榜山とくく書紀ハ神庫

雖高也我能造梯豈煩登乎と云え今熱田神祠ハいみし
 一の御倉作とつとと神庫乃事とてむりの倉廩生柱
 多て高かりりる下學集字又庫といひハ其圍の
 本と五午て作とよし前の枝倉の注今吾南島乃倉製
 皆とつるもて方言ハ高倉と云り其柱の脚極て高く
 一底浦と度くもかし風とてはし且水難名嵐の患と防
 くもろし今嵐倉とつとと神武紀ハ高倉下とあると
 是もておのい合とてし主税式ハ穀倉精倉粟倉類倉
 等の名ありワチラ蜜ハ即穴蔵とて其址漢とて云りとの土蔵
 ハ土屋とも土屋蔵とも呼いしあり大如物漢ハ良
峯宗久の抄持

乃とくハ行及五糸懸て雨つとつと障りハ荒とる
 門ハかくれて見いふれハ五管むりある檜波屋の志
 もと土屋くくもあてとてくもあてとてくもあてとて
 子無盡錢の土倉とて同追加ハ應永卅二年洛中洛外酒
 屋土倉負物之事又親元日記文明中三條室町東北頗在
 所事就一亂捨置之処今度焼失畢雖然土倉相残云々
 西土收穀のあてハあていみしとおれし乾隆六年條制
 又查京道各倉收貯米石每廩各置氣筒伍個洩米氣甚為
 有益其氣筒の竹ハ毛竹哉用うと云えきりぬれと沖縄
 人子岡ハ唐ハ官廩ハ納るるも穀とてチキリ扛秤よく量取
 る廩ハハそよく土蔵番より度とわうよおし入るるり
 其出入ハ蔵監之哉檢察て秤子斗子おのく最重ハ量
 目哉又すうといつと又私ハ穀と藁とよハ去一間

稱責周禮 稱貸孟 貸米羣芳譜梅堯臣 貸貫貸史

成傳貫貸買破田千餘項 假貸米 子木通 子母韓文權

民後使數千家致產數千金 子木通 子母韓文權

不盡子利息 揚會願體集揚會 一事難通財之道 原為親

母本稻也 期一到點金無術雖重利而不顧惟求先應於會豈非剝肉

醫瘡と云 期一到點金無術雖重利而不顧惟求先應於會豈非剝肉

出金多きゆ 念念 念念 念念 念念 念念 念念 念念 念念 念念

おどよ 肉と せり ぬり て 瘡と 瘡と 瘡と 瘡と 瘡と 瘡と 瘡と 瘡と 瘡と

蕃名

是ハ國制ハ 貧窮と 強弱と 平等ト 配り 合百 姓工 子伍 人組

と立田 物志 として 忠合 義と 村後 所ハ 既多 貧民 の者租

ふく食 多く 前後 小迫 了時 ハ 志と 後所 より 出し 一一

一一 村中 と 結合 立行 の 急務 業ト 者ハ 一一 生涯 子ト

田の きし と 取入 と 年々 賭入 小と の 子と あり 是貸

税の 古法 遺と 大形 あり 士上 ハ 如や 人組 の

約束ハ 及び 困窮 の 朋友 中ハ 有る 貧民 の 者あり い

の 公助 也と 申す 礼あり 義理 ハ 大く 上を

り 小の 過ミ 者ハ 堅い 心と 向か ち 小と ぬ

ふハ あま 小の きわ ぎま あり じり 糸紀 の 妻と して

天下の 蒼老 と 始と して 子小 窮民 也や 子小 養育 の 支

配と あり 玉の 糸の 端の 小の 日本後 紀 桓武 帝

勅曰 貧民 彌貧 富家 愈富 拘濟 之道 不須 然割 折有 餘之 財

假貸 不足 之徒 收納 之時 先得 報之 若遭 凶年 有未 納者 賜

以正稅後徵負人又是より前養老四年太政官奏望請比
年之間令諸國每年春初出稅貸與百姓繼其產業至秋熟
後依數徵納其稻既不息利令當年納足不得延引穀有逋
懸又曰百姓之間負稻者多緣無可還頻經歲月若致切徵
因即逆散望請限養老二年以前無論公私皆從放免庶使
貧乏百姓各存家業是乎付凶年饑歲ハ富饒年儲蓄
との米穀と常備穀とを糶み出さしめ春ハ正稅
の稻と百姓ハ借わし秋まで返納せしめてその息
とは收むるとき時の急張を賑ひ民の怨望を免る事
ゆるの善政も出てその義倉の能くし唐柳仲郢凡

理藩府急於濟貧卹孤有水旱必先期假貸廩軍食必精豐
逋租必貫免館傳必增飾宴賓犒軍必華盛凡自靈武ハ
依約おして人と侍さるるは華盛さるる小事とくごと
番夫の能くする取よりとされハ凡先上下ハ限る人
は借用せざるふとともよの懸るし尚倭撮要曰錢と借
里用の時ハ産と破るの善より成べきつけハ銀兩辛苦
して忍衣無念と恥忠ハ他借さるるは若くは若くし
て財と借用するは朝夕ハよかちてよく返すを始借り
し時の恩とおりの福もあらに是し借さるるは人
若くは若くの中より出し仕さるるは家ハかり用ては是

らざあまておし怒るべし人の辛苦して終へし姓とか
里用て匹子に一旦貧乏不我の利便を以ては是邊城の
比と免れれば後其の地狭亦のがる無くは〇一村乃
中より高貴の士物力の百姓あはるとその農郡左太の農圃
皆よりむらどいつことあり是を農圃とては必す思
ぢく災ふ備ふる畜畜とともなきとのを一事に儉哉と何
いぬむら田島まくととも富戸へ貨物して米淺と借りそ
米淺とともとの祖と借り理年よりとも借りよりとも
ともとの利息ともてればともは其貸りて流せりと
のを流せたりかつら一社の窮民を流しとも富戸の者

乃奴隸のやうになせりさればむら延喜二年停止買
取百姓田地舍宅占請閑地荒田格曰賂遺之所費田地遂
為豪家之莊軒構之所損民烟長失農業之地中八埏之地
有限百王之運無窮若削有限之壤常奉無窮之運則後代
百姓可得而耕乎とんえぬ或曰富民田質以典貧民と金
をかしうけ高利をぬて流しはかまが田地とるは流
よとるハ流して貧ハ流して富もたもた也とるハ田地の
持多一町よ不足民ハ貧流るよと流ゆるして流返る
よと流しそ中内ハ賣買はよ任むるハ人の生理云々
とて流しハ十よ六七貧富地は流るよと流しは流し強

権の大冨とふく難存の極多あり平家ありて獄征を
 すありしに負しき百姓よりいふも賣まじ禁らるる時
 ハ不賣して立ゆ也小祿の士賣渡りかある縁ぞ多あり
 うらと相續するべんぞし百姓ハ賣中ハ次第ある
 ゆ急ありていづて賣まじ終に終頭よりいふも賣
 里按子賣田地ハ書入の年より二十年とされハ流地と
 ありと式目よりいふ有合ハ書入の年より十年とさ
 せば流地とあり也尤永代ハ賣買らるるといふ
 の禁制あり元明紀曰賣買田以錢為價若以他物為價田
 并其物共為没官或有糾告者則給告人賣及買人並科違

勅罪 本政書云一夫占田五十畝其有羨田之家毋得市田
 其無田與游惰未作皆驅之使為隸農以耕田之羨者
 而雜紐錢穀以爲什一之稅或曰不姓ハ姓ハ一姓出
 生也 百姓ハ地郡墾りあり五
 くして少し志んたいありき百姓ハ地郡墾りあり五
 い日りあり日りの高利乃借金といふ是より正月二月
 乃頃より秋頃といふ九月十月乃頃ハ有乃他地ハ利息
 加へ御まありき借金といふと借金乃利
 且ふいりれて必帯ありきは者あり此等のあり推定し
 て野宮と相討に村々ハ入るる所の助成中借金二より
 ありハ一日り借許乃利息ありて村切ハ借つけきり

さういふくそ息と地頭一取當し去りれハ農民もつこま
おして互よりし終を宋王荆公の青苗法の知行於一
邑則可不知行於天下不可也去りてあると何る處り
らば令曰凡外任官人不得將親屬賓客往任所及請占田
宅與百姓爭利國語云匹夫專利猶謂之盜凡田畑宅地
おいて百姓と相得とまじきことすべし先王の令禁
むる後及んては田宅の利を奪ふるごとく士
類のく高貴と利を争ふることを禁むるべし
省とは私かきおとすべし

成形圖說卷之十終

